

近世後期の薩摩藩検地について(二)

——島津斉宣から斉彬政権期の検地門割を中心として——

尾 口 義 男

はじめに

筆者は前号（本館研究報告『第七集』）において、現在県内に残る各種の地方農政関係史料によつて確認できる検地門割実施事例に基づいて、薩摩藩の享保内検以降における検地門割事業の実施状況について若干の考察を試みた。⁽¹⁾

ところで最近、この考察を補つてくれる藩庁側人物作成の史料がいくつか存在することに気付いた。本稿では、これら藩庁側史料に基づいてまず先の考察の一部を検証し、次いで文化期から天保期にかけて盛んに実施された一連の検地門割事業の性格や実施目的等について一考し、あわせて領内総検地に対して幕末開国期の薩摩藩主島津斉彬が有していた評価や構想の一端についても明らかにしたい。

前の方に収めてある上書は、「辰正月」付けで郡奉行相良角兵衛なる差出人署名をもつものであり、もう一つの後ろの上書は、差出月日や差出人の署名を欠いていて、一見誰の上書か不明であるが、本文を一読すれば明治維新に活躍した西郷隆盛が安政三年夏頃に薩摩藩主島津斉彬に宛てて提出したものとされる有名な「農政に関する上書」であることがわかる。

なお本稿でも、同時期に薩摩藩領内のいたる村落で常 在的に実施された直竿検地等の「検地」との理解の混同を避ける意図から、一定村落の全面的改編をともなう近世後期の薩摩藩の「検地」事業について、前号と同じく敢えて検地門割事業もしくは検地門割という用語を用いて論述を進めることにする。⁽²⁾

一 島津斉彬と郡奉行相良角兵衛上書

最初に本稿の考察に用いる史料について触れる。筆者は、つい最近、

東京大学史料編纂所所蔵の島津家文書中に、「大支配之事ニ付吟味之書付」なる標題をもつて、薩摩藩主もしくは藩庁に宛てて提出されたものと思われる、いざれも薩摩藩士の手になる二通の上書を一緒に綴じ込んだ書 冊形式の史料が存在することを知った。

前者の上書について、管見の限りでは、史料の前文はおろかその一部分なりとも翻刻紹介したり、あるいは薩摩藩の歴史研究等に活用したりした著述物を知らない。後者の西郷上書は、戦前の西郷研究の權威渡辺盛衛氏によつて、早くから史料の全文が詳しい解説付きで翻刻紹介されたりおかげで、以来、若くして薩摩藩の農村事情に深く通じていた西郷の人となりや、彼を厚く信任して用いた藩主斉彬との特別な主従関係を理解したり、近世末期の薩摩藩の農民支配や農村の事情を把握、考察したり、究明したりするうえで頗る有用で価値の高い史料として知られています。

本稿では、主に前者の相良角兵衛上書に依拠して考察を進めようと思うが、先ず、この史料の性格について紹介したい。この上書には、四つの張り紙が付属しており、それを含めた史料全体の分量は全文約五千字に及ぶ。かなりな分量に及ぶこの「辰正月」付の相良上書は、どのような目的のもと相良角兵衛によつて作られたものであつたのか。これについて、上書の本文冒頭に次のような記事を載せる。

御領國中差労候ニ付、大御支配ニ而も不被仰付候而是、一統潤付候御取救様は有之間敷哉、愚意之程申上候様奉承知誠以難有次第奉恐入候、依之太意之次第乍恐左ニ申上候、

これより相良上書の成立の経緯は明らかであろう。すなわち薩藩農村の広範に及ぶ疲弊化によつて困窮を極めている領内農民を「一統潤立」つよう救助していくためには、大御支配（領内総檢地）という抜本的な対策を講じなければ当面している深刻な農村問題を開拓していく方途はないのかどうか、意見を具申せよ、との藩主よりの命が郡奉行相良角兵衛にあつたので、辰年の正月付けで相良が自分の意見や見解の大意をとりまとめて上申書を提出した、といふいきさつを知ることができるのである。

ところで、相良が上書を提出した「辰正月」の辰年とは、いつの年代を示しているのか。また上書提出を命じた薩藩藩主とは誰であろうか。

御領國中百姓共一統勞之基其郷々村々ニ而輕重不同は御座候得共、第一之根本は享保大御支配より百三拾余年を経、地面之親疎変遷・

人体減少・俵盛不相當より農人之余沢連々薄相成、殊ニ往古質素之時節とは夫役之繁務・御藏之樹目・何そ之出錢出来・牛馬農具ニ不

限諸色倍々之高料、且亦衣食住之矯奢、夫等之煩、其失費是皆作得之所務より生する外無御座候得は、何様精力を尽し何程稼候而も、終ニ干滴苦勞之詮空敷御座候得は、おのづから人氣衰へ農業怠惰ニ傾キ、依之往古大御支配之次第、文録より享保まで五ヶ度、式拾年目或は五六拾年目被仰付候由、兎角窮すれハ人民減し、地性衰へ、且は及荒廃、終ニは御高之減少ニ拘り、御高之減少は別而不輕御不益御座候付、上下無損益致平等候様と之御吟味ニ付、繁々之御引并し被仰付來候半、然處百三拾年余之中絶、當時ニ至り而是地面の親疎、地性衰へ、且は田賦相紊、人民減少より一統之及労ニ候儀相違有御座間敷、就而是姑息枝葉之御取救ニ而は乍恐、御領國中豊饒御年貢無煩一統平等致安堵候期近は有御座間敷奉存候、然は御國家之基本永久之地盤を被召居候御取扱惣御引并被仰付外有御座間敷、……

(中 略)

御領國之儀、諸御役人を初諸士下々迄難有御扶助を以渡世仕者而已御座候得は、又御差障之訛も可有御座奉存候間、全文部下り人配之御取扱より被仰付度儀と奉存候ニ付、能々其間も御吟味被為在御座度、乍然村々ニ而水干之災殃地等地面の親疎可有御座候間、夫等は又親疎門割ニ而平等相并し候御作法も御座候付、前文之御手数被召尽候上惣御引并被仰付方可被宜哉と乍恐奉存候（傍点は筆者、以下同）

これは、相良が当時の薩藩領内の広範にわたる農村の深刻な疲弊化の主なる要因を列举し、本格的で根本的対策を講ずることの必要性を強調しているくだりの一節である。

本文記事中、大御支配とは領内総検地のことであり、御引并しとは領内総検地を通して行われる薩藩農村における農業經營体もしくは農民保有の生産力条件の適正配分を目的に実施される村落再編成の意で、一般に両者だいたい同意に用いられることが多い。相良の言わんとしているところは、薩藩農村の疲弊化の要因は種々挙げることはできるものの、第一の根本要因は、享保大御支配から今日まで一三〇余年もの間、大御支配もしくは御引并し、すなわち領内総検地が実施されることなく中絶されたままできていることにある、したがつて問題解決の方途は、いつたん領内総検地の実施ともなれば何かと大きな影響がいろいろと出ることが予想されるので軽々に着手することはできないが、事前にそれらに対する十分な手立てを講じたうえで、最終的には権力発動による全藩的検地を通した根本的村落再編成によつて「御國家之基本永久之地盤」を確立して農民救助をはかるほかに道はない、ということにある。

ここに相良が指摘する享保大御支配とは、享保内検の名で知られる領内総検地のことである。近世初頭の豊臣秀吉の太閤検地の後を受けて薩摩藩が実施した四回の領内総検地のうち最後のものである。享保七年（一七二二）に着手されて同十二年（一七二七）に完了している。

この本文記事より、目下問題としている相良角兵衛上書は享保内検から一三〇年余り後の「辰正月」、すなわち十九世紀半ばの一八五〇年代後半期の辰年に成立したことがわかる。この時期の辰年といえど安政三年丙辰年（一八五六）しかない。そして当時薩摩藩の政治を指導していた藩主といえど幕末開国期の賢君として名高い島津斉彬である。

以上の検討を通して、郡奉行相良角兵衛が、当面する薩摩藩農村問題

の根本的打開策について具体的な政策提言を求めた藩主斉彬の諮問に応えて、安政三年正月付で斉彬に上書を提出して意見具申をしたという事実を知ることができるるのである。

ところで、先に、この相良角兵衛の上書提出とほとんど期を同じくする安政年間に西郷隆盛も同種の上書を島津斉彬に提出しているという事実と、その西郷上書が東京大学史料編纂所所蔵の書冊中に相良の上書の後に合綴されていることを指摘したが、両人の上書にはどのような関係があるのだろうか。

二 西郷隆盛の「農政に関する上書」と相良角兵衛

相良角兵衛なる人物は、西郷隆盛の「農政に関する上書」に關係ある人物として古くから知られる。この二人の人物とその上書の関係について触れる。

西郷隆盛は、薩摩藩主島津斉彬に抜擢登用される以前の約十年間、藩の郡方に役職を得て精励した経歴の持ち主であった。郡方における長年の実務経験と研鑽を通して培つた、薩摩藩の農村事情に精通した優れた識見は、藩主斉彬も認めるところで、薩藩農政の政策立案にあたつて斉彬から時として意見具申を求められるほどであったといふ。

農村事情に精通した西郷の卓越した識見を示すものとして、よく引き合いに出されるものが「農政に関する上書」の名で知られる藩主島津斉彬に宛てて提出した意見上申書である。渡辺盛衛氏は、次の西郷書翰中の記事⁽⁵⁾によってこの上書提出の時期を安政三年夏頃と推定される。

一郡奉行相良角兵衛より諸郷御救助の筋の儀取調候一冊被差下、尚

又調方いたし候様被仰出候付、得と拝見の上言上仕置候、何卒都
方え御手を被廻御写取被下候て、山内先生え御談合可被下候、左
候て先生御見込の趣御取調御遣可被下候様御頼申上候、

一大支配の儀も相見得居候付、右等の處はいまだ御手を被付候時宜
に無御座、第一吏に不廉の者無之、満朝改り候上農政に御打掛被
遊候様言上仕置候、（中略）何分吟味を縮め來
春迄の間取調候様被仰出候付、右等の処精御調可被下候、

これは江戸在勤中の西郷が、安政三年八月五日に、鹿児島の在藩の友
人大山正円に宛てて江戸の情勢や自分の近況を知らせた書翰の一節であ
るが、これより、藩主斎彬から領内の諸郷農民の救助の件に関する郡奉
行相良角兵衛取調書一冊を下付されて、彼なりの農政にかんする意見具
申を命じられた西郷が、大山への書翰送達からそう遠くないそれ以前の
時期に斎彬に上申書を提出した事実とその経緯の一端を窺い知ることが
できるからである。

西郷書翰中にみえる相良角兵衛取調書一冊とはいかなるものであつた
のか。数多ある西郷関係の著作類の中には、この原本史料を実際に
確認、精読のうえ著述された恐らく唯一の例ではなかろうかと思われる
渡辺盛衛氏は、『大西郷書翰大成』や『大西郷全集』の中で相良取調書と
西郷の「農政に関する上書」及び大山宛書翰との関係について、次によ
うに紹介されている。

イ「安政三年夏、江戸参府中、斎彬公隆盛を召され、郡奉行相良角兵
衛の農民救助に関する上書を示されしに、隆盛之を預かり、熟読の
後自己の意見を付して返上したのが即ち此書（「農政に関する上書」、筆者

注）である。・・・・・此書の原本は隆盛の筆跡ではあるが、

月日もなく、署名もない。ただ相良の上書の後に綴り込んである。⁽⁶⁾

口「斎彬は、民苦を救うをもつて政治の要諦と考えていた人である。

かねて米価調節の目的をもつて常平倉設置の案を立てたこともあつて、此の方面の研究には特に興味が深かつた。・・・・・

その頃のことである。郡奉行相良角兵衛から諸郷救助についての
意見書を藩庁に差出した。で、それに就ての隆盛の意見を徵した。
隆盛は早速相良の意見書に対する所感を書きつけ、これを直接斎彬

のお手元まで差出した。その意見書が今も島津家に残っている。⁽⁷⁾

これより、前記大山書翰中にみえる相良角兵衛取調書は、実は斎彬宛
西郷上書と同種の、相良が農民救助という薩摩藩の農政に関する藩庁に
宛てて提出した意見具申を内容とする上書であつたこと、そしてこの相
良と西郷の上書は相良のものを先にして一緒に綴じ込んで保存され、か
つて島津家に所蔵されていた事実を知ることができる。

さて、渡辺氏の指摘する両人の上書を島津家が所蔵していたというこ
とに關してであるが、明治維新以降も旧薩摩藩主島津家では、重代相伝
されてきた貴重文書をはじめとして厖大な古文書史料群（島津家文書）
が保管所蔵され続けていつたこと、そしてその大半は戦後東京大学史料
編纂所に譲渡されて、今日同編纂所の所蔵となつていることは一般によ
く知られていることである。

以上に列挙した事実によつて、前項で取り上げた東京大学史料編纂所
所蔵島津家文書中「大支配之事ニ付吟味之書付」に収められている安政
三年辰正月付相良角兵衛上書は、同年夏ごろの島津斎彬宛西郷の上書成

立の契機となり、同年八月の大山正円宛書翰中に相良角兵衛取調書として出てくる史料とまったく同一の内容をなすものであることがわかる。

これを前項での考察とあいまつて考えるならば、薩藩農村の広範な疲弊・荒廃化より生じている深刻な農村問題の根本的解決策について、まづ藩主島津斉彬から郡奉行相良角兵衛に諮問があつて、相良はそれに応えて安政三年正月に意見具申の上書を斎彬に提出し、その上書を得た斎彬はその後それを寵臣西郷隆盛に示してさらに西郷の意見具申を求め、西郷は相良の上書を熟読して吟味検討のうえ、相良の上書提出から約半年経つた同年夏ごろ、藩主斎彬に意見具申の上書を提出した、という一連の事実の経緯を知ることができるのである。

ところで蛇足ながら、渡辺氏が指摘される「此書（西郷上書）」の原本は隆盛の筆跡であるが、月日もなく、署名もない。ただ相良の上書の後に綴り込んである」という史料の形態や特徴は、先に指摘した現在東京大学史料編纂所所蔵の「大支配之事ニ付吟味之書付」の標題をもつ書冊のそれと全く一致し、その中の西郷上書は、氏が原本として『大西郷全集』（第一巻）の口絵写真で紹介されている西郷上書と筆跡がまったく同じである。以上の事実は、今日東京大学に西郷と相良の上書を合綴して残る史料は、渡辺氏の指摘される、西郷上書の原本を「相良の上書の後に綴り込」んだ史料そのものであることを示している。

さて、このあたりで本題にかえって、以下、主として相良角兵衛上書の記事に依拠して、薩藩の享保内検以降の近世後期における検地門割事業について若干の検討と考察を試みてみたい。

三 近世後期の薩摩藩の検地門割事業の実施状況に関する

筆者が、前号において試みた、享保内検完了後における薩摩藩の検地門割事業の実施状況についての考察や推定を補つてくれる記事が、安政三年正月付郡奉行相良角兵衛上書中に見出せるので、それを紹介し一考を試みたい。

薩摩藩の領内総検地は享保内検を最後として明治に至るまで実施されることとはなかつたが、その後藩内各所で局地的に検地門割と呼ばれる藩権力による村落再編成事業が実施され続けた。

前記小稿において、県内諸所に伝存されている各種の地方農政関係史料の分類や検討を通して、享保内検完了以後明治維新に至る近世後期約一四〇年間ににおける薩摩藩の検地門割事業の実施状況に関連して、当該期間中に検地門割事業の実施を確認できる相当量の村落がある一方で、まったくそれを経験することなく明治に至つたことを確認や推定ができる村落も存在し⁽³⁾、その数量は、薩摩藩全村落数の全体量から見て、「享保内検以後、薩藩領内の約三分の二の村落で検地門割事業が実施され、残りの三分の一の村落では実施されたことはなかつたのではないか⁽⁹⁾」という推定をしたのであるが、このような筆者の推定は果たして妥当であつたのだろうか。

A 「(安政三年) 郡奉行相良角兵衛上書⁽¹⁰⁾

享保大御支配之儀、同七年より御取付ニ而同十二年迄六年ニ掛惣済相成、然処諸郷村数六百五拾六ヶ村之内右御支配以来文化四年迄門割被仰付候村数三百五拾五ヶ村、夫より天保十四年迄四拾一ヶ村、都

これは安政三年の相良上書に付属している張り紙中の記事であるが、これによると、享保七年（一七二二）から同十二年（一七二七）にかけて実施された享保内検以降文化四年（一八〇七）に至る約八十年間に薩藩領内の全村落数六五六村の内三一五村で検地門割事業が実施され、それから天保十四年（一八四三）までの三六年間にさらに四一の村落で実施され、当該年迄の約一二〇年間に検地門割事業の実施をみた村落は合わせて三五一村を計上するに至っているというのである。この三五一村という数値は全村落数の53%を占める。

この合計村落数三五一村という数値であるが、これは相良の示す文化四年までの数値にそれ以降天保十四年までの追加数を加えると三五六村となつて五村足りない。ところで旧薩摩藩領を構成した現鹿児島県と宮崎県域に現存する各種の地方農政関係史料に基づくと文化五年から天保十四年までの間に合わせて六一村での検地門割実施事例を確認できる。⁽¹⁾ この数値より相良のあげる実施村落数四一を考えると、これは享保内検以降文化四年までの検地門割実施実村落数三一五村と重複する分を除いた、すなわちこの期間にはじめて検地門割を体験した新たな追加分の村落実数であることを理解できる。かくみると、先に指摘した両期合計分の検地門割実施村落数として相良があげている三五一村は、単なる相良の計算もしくは表記上のミスから生じている可能性が大きいことが推察されるのであるが、本稿では一応相良の表記にしたがって、以下の考察を天保十四年までの検地門割実施村落数三五一村として進めることにする。

さて、次に天保十四年以降の検地門割に関して若干の指摘をする。筆

者は、いくつかの地方農政関係史料の調査結果から、天保十四年以降幕藩制最終年の慶応三年（一八六七）までの期間において計六村⁽²⁾、そして維新成つて間もない翌明治初年（慶応四年）に三村⁽³⁾での検地門割事業の実施事例を確認している。これらを先に示した三五一村に加えるとそれぞれ三五七村、及び三六〇村となつて、これらが張り紙の記事中の薩藩領全村落数六五六村に占める比率はともに55%弱である。

ところで、この記事に示されている薩摩藩の全村落数六五六村という数値についてであるが、この数値は近世後期、それも幕末の安政期に近い時期のデータによつて示されたものではないかと推察されるのであるが、一八世紀半ばごろのデータに基づいて作られたと推定される『二州御治世要覽』、及び一九世紀半ばの嘉永期の統計資料とされる樺山本『要用集 五』に掲げられている全村落数とはだいぶ隔たりがある。前者にみとめられる全村落数は六九三村であり、後者では七〇四村である。六五六村という数値は浦的農村を除外した純然たる農業村落数を示した数値でもあるのだろうか。とにかく現段階では、藩政後期の統計資料のデータとのギャップが何によつて生じているのか明らかにできないが、いずれにせよ相良が天保十四年までの検地門割実施村落数として挙げる三五一村が、前記両書に掲げる全村落数に占める比率はともに約50%となる。

以上の史料検討を踏まえて、先に小稿において筆者が試みた推定に若干の訂正を加えて、享保内検完了以後明治に至るまでの期間に検地門割を受けた薩藩村落数について、次のようにまとめておきたい。

薩摩藩では、最後の領内総検地であつた享保内検完了以後明治に至る

までの藩政時代、一般に部分検地とよばれる局地的な検地門割事業が藩内各地の農村で行われ続けていたが、この期間中、薩藩領内の農村で検地門割という藩権力による村落再編成事業を受けたのは、全体の過半数から六割に近い村落であったことが推定される。

四 薩藩検地門割事業における「御救門割」と「親疎門割」

享保内検以後の薩藩農村でどのような問題が発生したとき、檢地門割という村落再編成事業が実施されたのであろうか。

次の史料によつて、近世後期の薩摩藩の特定の農村を対象とした検地門割事業には目的や性格を異にする二つの種類のものがあつたことがわかる。

B 「(明和八年)御検地門割方諸願書書留帳」
一 寛保三年亥年御救御門割之願申上置、
昨立

申候処に、去ル已年五年目ニ郡奉行永江勘左衛門殿海老原権之助殿
榮労見分被成下、御見分之上ヲ以御救之場所ニ而ハ無之、親疎門わ
り願可申上旨被仰付、無是悲奉畏居申候得共、
〔一月立〕
衛門殿御等御差廻リニ付、其節又々榮労御見分被成下、去年とハ別
而引替り労入候、親疎と究置候得共御救ニ而無之候得ハ決而不村立
筈ニ而候間、早々御救御門わり願替可仕旨被仰付、則書物御調願申

C 「(文化)二年」郡奉行久保平内左衛門・鎌田四郎左衛門連署上書17
尤一統地面ニ痛無之、其内間々煩も有之候ハ、御救門割、又者親疎
門割り等被仰付候歟、

すなわち以上の史料によつて、享保内検以降、「御救門割」と「親疎門割」という二種類の検地門割が存在して、必要に応じて藩権力によつて実施されたことが明らかである。

戦前において薩摩藩の農村史研究に先鞭をつけた権威小野武夫氏がその著『舊鹿児島藩ノ門割制度^[18]』で紹介されている御救割換と平均割換にそれぞれあたるものと思われる。氏は二つの割換について、「鹿児島藩士族持高地所有權^[19]」中の記事を引用されて次のように紹介されている。

云フ
蓋シ享保地ノ後因襲ノ久シキ地味潮ク哀憊シ、村中太夕疲特ニ其村ノミヲ検シ、門地ノ割換ヲ為ス、是レ即チ御救割換、又夕土地ノ変換（畑、田成ノ類）或ハ新田等ノ開設ニ由テ門割ノ制大ニ平準ヲ失ヒ、他ニ比較シテ勞逸ノ差甚シキモノアルトキハ則チ官ヨリ命ジテ門地ノ割換ヲ為ス、之ヲ平均割トイフ』ト。而シテ此ノ両個ノ目的ノ下ニ行ハル、土地割換ハ固ヨリ決シテ藩ノ施行セル必然的制度ニアラズ、已ムヲ得ザル場合ニ限り上司ノ命ニヨリ、

以上の小野氏の記すところによつて、享保内検以降、土地生産力の衰退現象が大きく進展して農民たちの生活が村中疲弊極まり、旧来より定められた租税や夫役負担に耐えることができない深刻な村落状況が発生した際、農民たちの負担軽減の観点から「石盛ノ更改」による前回の検

地時公定の村高（嚴密には百姓作職高、以下同）の変更を前提に実施された検地門割をかつて御救割換、すなわち御救門割と呼んでいたこと、そして、これに対し、例えば、畠地成や田地成の地目変換が行われたり、新田開設などによつて耕地が増加したりして、個々の村落内農民経営体（門もしくは屋敷）間の実質の保有高や貢租・夫役負担量等の平準が失なわれて大きなアンバランス状態が発生した際に、各農民経営体保有の生産力条件の平準（均等）化を目的に実施された検地門割が平均割換、すなわち親疎門割と呼ばれていたことを知ることができるのである。

次に掲げる三つの史料は、御救門割と親疎門割の性格や質的差異等について、一層の具体的理解を助けてくれる。

D 「寛政十二年）大里村樋之口門名寄帳」^[21]

右は市来大里村之儀、寛保三年御救門割被仰付、御高百石召下被置候処ニ、漸々地位相劣り表盛負兼候故又々相勞、兩度程部下り被仰付候得共御救之詮無之二付、御救門割多年御願申上候処に、未九月八日川上九戸殿御取次御証文を以御免被仰付候旨、当所掛り御郡奉行鎌田源八・樺山彦右衛門殿より被仰付候ニ付、同十二日御受為御

札永山源太左衛門・久保笛右衛門・大迫孫八出府、・・・・・

E 「（文化元年）郡奉行久保平内左衛門上書」^[22]

譬へハ一萬石へ七部之御救門割被仰付候へ者七百石之下り高ニ而現米武百七拾八石余ニ而過分之事ニ相聞へ候処、・・・・・

F 「（安政二年）郡奉行相良角兵衛上書」^[23]

村々ニ而水干之災殃地等地面之親疎可有御座候間、夫等は又親疎門割ニ而平等相并し候御作法も御座候付、・・・・・

これらの史料より、村落ぐるみで深刻な疲弊と困窮に陥つてゐる農民救助のために実施されて「石盛ノ更改」をともなう御救門割は、具体的には、寛政十二年の市来郷大里村の場合、「御高百石召下被置候」（史料D）といつた性格のものであり、例えば「一萬石へ七部之御救門割」を命じられた郷村の場合は「七百石の下り高」（史料E）が発生するといった、特定村落の村高減少を前提として実施されるものであつたことを理解できる。さらにはまた、「下り高」を前提とする検地門割事業であるが故に、享保内検時に公定の御高の格護に最大限の関心と努力を傾注し続けた近世後期の薩摩藩農政方にとっては簡単には認め難いものであつた。例えば、深刻な疲弊に苦しむ現地農村が御救門割の実施を求める請願を出したとしても、「御見分之上ヲ以御救之場所ニ而ハ無之」として下り高の発生することのない「親疎門割り願」を申請するように指示を受けたり（史料B）、あるいは「御救門割多年御願申上候」末によつやく認めてもらつて実施を受けるといつたように、現地の郷村側にとつてはその実現にこぎつけるまではなかなかの困難と苦労をともなつものであつたことも窺われるのである。

親疎門割は、下り高を考慮する必要がなくて村落内農民経営体の生産力条件の平準（均等）化をはかる目的から実施されるという検地門割の性格から、御救門割に比べると郷村側の請願が藩当局に受け入れられやすい性格のものであつた（史料B）。また親疎門割実施の背景となつた平準化喪失の村落要因については、例えば史料Bの姶良郷上名村の例にみると、御救門割の請願を繰り返しなければならないほどの疲弊や困窮が進行している農村に対し藩が親疎門割の実施請願を指示したこ

とを示す史料が存在し、また「村々に而水干之災殃地等地面之親疎可有御座候間、夫等は又親疎門割ニ而平等相并し候御作法も御座候」²⁴と記すものもあることなどを考え合わせると、必ずしも小野武夫氏によつて掲げられた「土地ノ変換（畠、田成之類）或ハ新田等ノ開設」といたものだけではなく、実施の背景となつた要因はそれぞれの村落ごとに多様に存在したことを窺わせている。

五 文化期以降の薩藩検地門割の性格と実施状況について

先に、享保内検以後の近世後期における薩摩藩の検地門割の実施状況について考察を試み、この期間に検地門割が実施された村落数を全体の過半数から多くても約六割ぐらいではないかということを推定したのであるが、これらの検地門割は、御救門割、親疎門割のいずれを主として実施されたのであろうか。文化期以降の検地門割について若干の考察を進めてみたい。

G 「（文化六年）僕約掛郡奉行久保平内左衛門上書」²⁵

近年諸郷百姓別而相勞、御救部下り門割等過分之及村数、其上上見等年々相重候、・・・・・（中略）・・・・・

右五ヶ年之間、門割ニ付下り高相しらへ候処、式千六百石余ニ及候、

又当分部下り被仰付置候村数五拾壹ヶ村有之、去辰年壹ヶ年分之現下り米相調候処、式百石余ニ及候、皆々極々差勞候上之御救ニ候得は大凡八部八ヶ年之御救候、旁取合候得は夥敷次第、其上當分部下り門割願出、御免被仰付、未御免不被仰付相伺置候村数相調候処六拾ヶ村余ニ及候、今体之勞ニ候得は、部下門割并ニ上見等相重可

申候得は果しも無之次第、・・・・・

文化期に活躍した薩摩藩の郡奉行の一人に久保平内左衛門之正という人物がいる。彼は薩摩藩26代藩主島津斉宣による親政が本格的に開始されようとするころの文化元年から同二年にかけて、藩命によつて同僚の鎌田四郎左衛門と薩藩領内の各郷村を巡見し、その盛榮・衰勞の実態をつぶさに調査して詳細な報告意見書を提出している。当時の薩藩農村の極めて広範にわたる疲弊や荒廃の実態を明らかにし、それを引き起こしている根本的で主要な種々の要因を的確かつ率直に指摘・分析して、当面する深刻な農村問題解決のために、領内總檢地を含むさまざまな抜本的諸策実施の必要性を強く訴えた調査報告書は、彼が具申した意見のすべてが藩によつて採用されるということはなかつたものの、その後の薩藩農政に影響を与えるところ大なるものがあつて、大きな指針を提供するものもあつた。この久保と鎌田が提出した調査報告書は、今日『諸郷栄労調』や『久保之正書上記』等の史料名で知られる。

ここに示した史料Gは、それからしばらくたつて、郡奉行久保平内左衛門が僕約掛兼務を拝命した折に、藩の財政再建や領内産業の育成や振興のことに関連して受けた諮問に応えて、文化六年（一八〇九）の正月十六日付で藩当局に提出した意見具申の上書の一節である。

この一節は、久保が当時の御救部下り門割、すなわち御救門割の取組みの状況に関して指摘しているくだりであるが、これより当時の御救門割について次のよつた事実が判明する。

本文記事中「五ヶ年之間」は、他の箇所に表記された「去ル子年より去辰年迄五ヶ年之間」の記事より文化元年甲子年（一八〇四）から同五

年戊辰年（一八〇八）までの五年間を示すことを知ることができるのであるが、まず第一に、久保の指摘する「右五ヶ年之間、門割ニ付下り高相しらべ候處弐千六百石余」という、この期間中の検地門割によつて生じた下り高（減少分の村高）総計二六〇〇石余に関する指摘したい。

下り高を生ぜしめる検地門割は御救門割であるが、例えばこの期間中の御救門割が、仮に史料Eの文化元年の郡奉行久保平内左衛門上書中にみえる「一万石へ七部之御救門割被仰付候」という基準のもとで実施されていたとした場合、下り高二六〇〇余石という数値を生ぜしめる元來の村高総計は三万七〇〇〇石余ということになる。

この数値は、次に掲げた表に見るよう、純然たる農業村落として当時の薩摩藩農村に一般的にみられた五〇〇石から一〇〇〇石内外の小村もしくは平均的中村ならば、それぞれその七〇余村分、及び約四〇村分の村高総計に相当するものであり、二〇〇〇石規模の大村なら二〇村分に迫るものである。三万七〇〇〇石余という数値は仮定に基づいて算出したものではあるが、敢えてこの数値をもつてこの期間中における薩摩藩の御救門割の実施村落数を推定するならば、少なくとも二〇村前後から、多ければそれに倍する以上の相当数の規模の村落で御救門割が実施されているのではなかろうかと推測し得るのである。

以上の考察で得たこの五年間における検地門割の実施頻度数を、享保内検以降享和末年までの、いわゆる文化以前の約八〇年間における五ヶ年平均の検地門割実施頻度数約四回と比べた場合、単純平均でそれまでの約五倍から十倍を上回る頻度数に相当することになる。文化前期にいたって、藩当局によつてにわかに領内各地の相当数の農村において御救

門割が着手され、その後それは短期間に極めて精力的に実施されていった事実を窺うことができる。

ところで、筆者はかつて、県内各地に残る藩政時代の地方農政関係史料で確認できる事例に基づいて、享保内検以降の検地門割の実施状況について「享保以降の検地門割事業には二つの盛行期間が存在」し、「第一期の盛行期間は一八世紀半ばの宝暦・明和期をピークとした寛保・延享期から安永前期に至る約三〇年間である⁽³⁰⁾」といふことを指摘したことがある。それでは、この二つの盛行期間に挟まれた時期と天保期以降はどんな状況を示しているのであろうか。まず、二つの盛行期間に挟まれた時期といえば天明期から享和期にかけての四半世紀であるが、この時期において確認できる検地門割実施事例は僅かに五例⁽³¹⁾にすぎない。次に第二期盛行期間以降の弘化期から明治維新にいたる幕末期の約三〇年間の実施状況をみてみると、こちらも確認できる実施事例は六例⁽³²⁾しかないといふ非常に小数量にとどまっている。

また、筆者はかつて藩政時代における人口稠密地帯、いわゆる西目地域に位置する南薩伊作郷の天保期に実施された薩藩検地門割事業について考察を試み、この中の湯之浦村の検地門割事業に関連して、同村では天保二年（一八三一）から同九年（検地門割実施年）にかけて、三八九人いた人口が三三一人へと五八人もの人口減少を起こしていることを確認できるとして、天保九年（一八三八）の湯之浦村における村落再編成事業と併行して、同村の余剩労働力として存在していた農民が権力的手段でもつて他村、他郷に大量に移住（人配）させられた形跡が窺える⁽³³⁾

薩摩藩の村高分布の状況（国別）

村高	地域	18世紀中頃				19世紀中頃				※参考——『郡村高辻帳』			
		薩摩国	大隅国	日向国	合計	薩摩国	大隅国	日向国	合計	薩摩国	大隅国	日向国	合計
(以上) (未満)		村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
3000石～		5	7	1	13					23	1		24
2500石～3000石		11	11	3	25					6	1	1	8
2400石～2500石		2	2	2	6					2	1		3
2300石～2400石		2		3	5					2	2	1	5
2200石～2300石		5	3	3	11					1		1	2
2100石～2200石		6	1	3	10					6	1	1	8
2000石～2100石		2	4	5	11					2	5	3	10
1900石～2000石		7	4	3	14					3	3	1	7
1800石～1900石		4	6	1	11					7	2	1	10
1700石～1800石		7	2	3	13					8	6	4	18
1600石～1700石		7	4	1	12					3	3	2	8
1500石～1600石		6	2	5	13					7	1	1	9
1400石～1500石		11	9	6	26					6	3	3	12
1300石～1400石		10	12	4	26					15	7	8	30
1200石～1300石		9	10	8	27					5	7	6	18
1100石～1200石		14	6	6	26					10	6	6	22
1000石～1100石		11	11	8	30					10	7	2	19
900石～1000石		13	11	10	34					14	9	7	30
800石～900石		24	17	9	50					11	13	8	32
700石～800石		15	18	7	40					12	11	8	31
600石～700石		14	14	11	39					15	25	11	51
500石～600石		25	10	11	46					19	25	17	61
400石～500石		23	10	6	49					13	16	22	51
300石～400石		27	7	6	40					16	20	18	54
200石～300石		24	13	3	40					24	25	16	65
100石～200石		13	11	2	26					10	16	14	40
1石～100石		9	25	1	35					8	14	2	24
石 高 不 明		4	17	4	25								
総 計		310	248	135	693	317	253	134	704	258	230	164	652
※史料の出典		・「三州御治世要覽」卷三十六 ・「薩隅日三州石高記」(市来四郎旧蔵『石室秘稿』)				・嘉永七年改編、樺山本「要用集五」(『鹿児島県史料集29 要用集 下』)				・寛文四年～安政六年の薩摩 ・大隅・日向三カ国の「郡村高辻之帳」による			

ことを指摘したこともある。この湯之浦村の五〇余人の門農民がどこに移されたのか、現段階では明らかにすることはできないのであるが、この薩摩藩の人配政策に関連して、この時期を含めた藩政後半期、東目の日向・大隅地方の人口過小な各地の農村に対して、人口稠密な西目の薩摩半島地域の農村からさかんに人配が行われた事実の存在することについては、多くの先駆的研究や市町村郷土史、それに日向・大隅の各地に残る伝承等によつて一般によく知られているところである。

以上に示したいくつかの事実や事例を重ねて考えてみると、文化期から天保期にかけての一定の期間に薩藩領内で集中的に実施された検地門割事業のほとんどは、その実施の背景や目的、及び性格などを基本的に同じくする一連の同種類のものか、それと深い関連性をもつて実施されたもののいずれかとして理解できるのではないか。換言するなら、この期間中の検地門割は、先にみた文化前期の五年間に薩藩領内のかなりの数の村落において実施された検地門割と同種のもの、すなわち御救門割を主として、その御救門割と密接な関わりをもつて実施された検地門割の類のものがほとんどであったのではないか、ということを推定できるのではなかろうか。

第二に、文化六年当時において、「部下り門割」を藩に申請して、それが「御免被仰付、未御免不被仰付相伺置候」村落数、すなわちすでに御救門割実施の許可を受けた村落、及びそれを申請中で可否決定待ちの村落の数が、合わせて「六十ヶ村余」に及んでいるという事実を久保平内左衛門は指摘しているのであるが、この六〇余の村落の申請は最終的には藩によってどのように扱われたのであろうか。

先の第三項の考察で、現存する地方農政関係史料に基づいて文化五年から天保十四年迄の期間内に六一村での検地門割実施事例を確認できることを指摘した。この数値は、久保があげている前記文化六年当時の御救門割の申請許可済と可否決定待ち村落の合計数にほぼ匹敵するのであるが、実際にこれは、享保内検以後の藩政後半期における検地門割の実施の有無といった村落動向を、個々の村落について確認可能な史料が現段階までに薩藩領内全村落数の約三分の一分量しか知られていないという、史料上の制約と事情に基づいて確認されている数値である。そしてこの三分の一分量の六割余は薩摩国所属の村落分によつて占められ、大隅国及び日向国諸県郡所属の村落分の占める分量は合わせて四割にも満たず、この隅・日両地域に藩政後期に実在した約四〇〇に迫る村落数の全体量からみると確認可能分はその二割といったところである。

ところで、薩藩領内では、藩政後半期の安永・天明期頃より農民や農村の疲弊・荒廃化がにわかに進み、それは、やがて危機的状況に陥った文化年間頃より藩政上の極めて重要問題として藩当局に認識されて、以後打開の方途が種々検討され図られていったものの、問題や状況は明治に至る迄ほとんど好転することなく、藩政上の大好きな重荷となつていつたこと、及びその間の薩藩農民や農村の疲弊・荒廃化は藩内各郷村で一律に起つていたのではなく、その問題の多くは、当時「真幸・菱刈表」や「真幸五ヶ在菱刈七ヶ郷」と呼ばれた一帯に「肝付表」とよばれた地域を加えた、日向から大隅にかけての薩摩藩の東北一帯の領域、いわゆる東目⁽³⁵⁾一帯を中心として広範に発生して存在していたことは、次に掲げるいくつかの史料に見るように藩政後期の多くの藩当局者たちが指摘し

てゐるところであり、また薩摩藩研究者によつても諸書で指摘されてよく知られているところである。

H 「(文化元年) 郡奉行久保平内左衛門上書」^[36]

①乍然東目・真幸・菱刈表ニ而は一人前二、三拾石以上も高請取居致作職致事ニ候へは夫長出米多、却而致迷惑、・・・・・

②尤徒者而已移込事候ニ付おのつから風儀あしく、殊ニ科移者と相混、地百姓共却而移者通疎略ニ会釈いたし、就中大口表えハ移者諸方より過分相集り居、人心互ニ不和之体ニ而、郷役共ニも持あくみたる筋ニ相聞え候、尤東目諸処へ過分之農人減少ニ候へは何れニも人配移不被仰付候而是、以来御高ハ居申間敷^[37]・・・・・

I 「(安政三年) 郡奉行相良角兵衛上書」

①勧農之要務人配を題目之儀と奉存、然は他領者共ニ而も全農民ニ而格別御差支え無御座者共ニは、天草者ニ不限外他領者共ニ而も菱刈・真幸同様居付御免被仰付度、左様御座候得は外郷々迄も難有御救ニ而・・・・・

②菱刈表之儀、真幸同様人少ニ而田畠共ニ荒地又は休地、其外割作等を以乍漸御高格護調場所御座候處、天草者共居付之儀難有御免被仰せ付、去ル子年より寅年迄百六拾家内、人体五百貳拾四人入來、・・・・・

J 「(文久三年) 家老小松帶刀・川上式部連署達書」^[38]

〔本文〕

一真幸表之儀、近年取分ヶ相労レ、御高格護モ調兼候者モ不少哉

ニテ、右ハ第一御藏本遠方、殊ニ坂道等ニテ致難渋候處、先年

御吟味ヲ以栗野中取藏被建置候処、取納之分ハ尙明難有訣ニハ候得共、翌春本藏迄津下等ノ儀モ有之、御取救之誼モ無之難最通、當時ハ先年通加治木ヘ負下致取納、連年疲労弥増候ニ付、別段ノ御吟味ヲ以・・・・・

〔本文付属の注記〕

真幸表トハ、諸県郡内吉松・栗野・吉田・加久藤・飯野等五ヶ郷ノ通唱ナリ、元来土地荒漠・人口寡少、士農共ニ疲弊ノ地なり、・・・・・(中略)・・・・・

封内一百余郷ノ中ニ士農共ニ疲勞セシ、真幸五ヶ郷、又ハ肝属郡内串良・高山・鹿屋・姶良・大姶良等ノ各郷ナリ、此地モ人口寡少、田畠広く、剩ヘ地質疲瘦、毎戸賦耕セシム、故ニ肥培其他耕鋤甚夕粗漏、隨テ収穫寡ク貢納ニ因ムコト每歳ナリ、

このような指摘から窺えることは、文化期以降の藩政後期において、検地門割という村落再編成事業をはじめとした権力による諸策実施を通して農村再建や農民救助等がより多く必要とされていたのは、薩摩地方より大隅・日向地方の農村だったということであるが、これに、先に指摘した隅・日両地域所属の村落のうち享保以降の検地門割の実施動向を現段階で確認可能な村落が全体の二割という事実をあわせて、文化初期から天保期にかけて藩権力によつて薩藩領内において盛んに実施された検地門割について考えるに、この期間内に実施された検地門割事業の総数は現存する地方農政関係史料で確認できる六〇余の事例の数倍に及んでいるのではないかと推定される。

とするならば、先に問題とした文化六年段階においてすでに御救門割

の許可を受けていた村落に、いまだ申請中で審査決定待ちの村落分を合わせた計六〇余の村落についてであるが、おそらくはこれら審査待ちの村落分のはほとんどは後日申請が認められて、六〇余のほとんどの村落で御救門割が実施されていつたのではないか、といふことも推定されるのである。

六 結びにかえて —— 島津斉彬と領内総検地 ——

幕末開国期の嘉永から安政期にかけて藩政を指導した薩摩藩主島津斉彬は領内総検地（大御支配）についてどのような考えをもつていたのであろうか。最後に、領内総検地の実施に対する斉彬の考え方や計画を窺い知ることのできるいくつかの史料があるので、それらを示し、若干の問題提起をすることを本稿の結びにかえたい。

ところで、斉彬在世中に、彼のお気に入りの側近の一人だった家臣に斉彬の集成館事業や琉球でのフランス人との貿易交渉に活躍し、明治になつて島津久光や忠義より島津家国事鞅掌録編集を委嘱されて薩摩藩の膨大な幕末維新関係史料集を編纂した市来四郎という人物がいる。この市来が自ら編纂した『斉彬公史料』中、安政二年（一八五五）関係史料を収めた書卷の中に「藩内石高地所検見來由」という史料があるが、この末尾に、市来が付した次のような注記がある。^[39]

此書ハ道島正亮カ蔵書中ニアリ、曰ク、嘉永五年ノ夏、御手元御書写本所ニ於テ私ニ写シ取云々、近年・大・御・支・配・被・仰・出・筈・ニ・付・、古・今・ノ書冊余多御集メノ中ニアリ云々ト記セリ、

この注記は、市来が『斉彬公史料』の編纂を進める過程で、収載史料の必要に応じ適宜付していったものではあるが、注目すべきは、この注記中に相良と西郷の兩人による安政三年の上書提出以前の時期における

齊彬の、領内総検地に対する考え方や計画の一端を窺うことができる記事を収めているということである。すなわち、「近年大御支配被仰出苦ニ付、古今ノ書冊余多御集メ」の記事は、相良・西郷両人の上書提出以前の安政二年段階、もしくはそれ以前から、齊彬が近い将来の領内総検地の実施を構想しながら、非公式ながらそれを前提としつつ古今の検地関係の書冊を多数収集させるなど意欲的に準備を進めさせていたのではないか、ということを窺わせてくれるのである。

ところで、このあたりの事情と当時の齊彬の領内総検地に対する考えについて、齊彬の信任を得て側役兼用人として大番頭や勘定奉行を勤めた豊山利武は、その公用控に次のような記事を留めている。

①（安政二年四月廿五日の条⁴⁰）

一福崎助八より諸郷御取救一条ニ付御書取、未錫も揃兼、大御支配之義も追て可被仰渡候ニ付、其内大御支配御入目料何程相及可申哉、大凡之處取調へ可申上旨被仰付越候処、同人事先月廿四日より駿河殿江被召付、東目筋諸所廻勤被仰付、旅行先之事故罷帰候上取しらせ、早目御申上候様可仕旨申越候、

②（安政二年九月廿八日の条⁴¹）

一大御支配、御下国之上被遊御指揮候付、時見・筆算二三手相備置候様申越候処、郡奉行へ稽古方申渡候旨、福崎返答、

以上に掲げた二つの記事より、齊彬が、安政二年のかなり早い段階から近い将来の大御支配の実施を予定して、それを前提としながら豊山利武と福崎助八を通じて国元へ種々指示を与えて、準備に取りかからせていたことは明らかである。すなわち、安政二年四月二十五日の記事よ

り（齊彬の指令が出された時期については特定はできないが）、少なくともすでに安政二年の三月段階においては「そのうちに大御支配の実施が発令されることになるので、それが実施された場合の必要経費がどれくらいに上るのか、おおよそのところを調査して報告せよ」といった趣旨の指令が、江戸にいる齊彬から豊山利武を介して国元の側役兼用人福崎助八に達せられていたことがわかるし、同年九月二二八日の条の記事からは、この頃には齊彬の薩摩下國とともに大御支配が齊彬の指揮のもとに実施されることになっていたこと、そしてそれに備えて鹿児島の方では齊彬の意を受けた福崎助八が郡方での「稽古方」ほか具体的準備作業への着手を郡奉行へ指示したことなどがわかるのである。

ところで、齊彬は、領内広範に疲弊と困窮を極める薩藩農村の根本的再建のために、いつごろから領内総検地の実施を自ら本格的に構想し、検討や準備を開始したのだろうか。豊山の公用控えには、このことを直接的に示す記事はないが、ある程度の推定を可能としてくれる次のよつな記事は見い出せる。

（安政元年十月廿五日の条⁴²）

一福崎助八江諸郷へ御救之義被仰付置候ニ付、向々江達置候得共、數多之事故急埒不致候付、追て申上越候様可仕旨問合相達候。

すなわち、この記事によつて、薩摩藩の深刻な農村問題を憂慮していた齊彬が、安政元年（一八五四）十月段階にはすでに諸郷救助の件を福崎へ指令していた事実を知ることができるのであるが、彼が領内総検地の実施を本格的に考えるようになるのは、案外とこの時期の前後あたりであつたのかも知れない。

とにかく、いずれにせよ、安政二年の年明けからそう遠くない早い時期には、齊彬には、自ら近い将来における領内総検地実施の明確な意志や構想、及び計画等があつて、その実現に並々ならぬ意欲を持つていろいろと具体的な準備に取りかからせていた、という一連の事実を理解できるのである。

ところで、齊彬がこれほどまでに強い意欲を示して早くから準備に着手していたにも拘わらず、結果的には、彼の治世中に領内総検地が実施されることはなかつた。何故か。今後の研究課題の一つであろう。

注

- (1) 拙稿「近世後期の薩摩藩検地について（一）」（『黎明館調査研究報告』第七集）詳しく述べ前掲論文の七六頁（下段）を参照されたい。
- (2) 渡辺盛衛編『大西郷書翰大成』第一巻（大正十五年、平凡社）、及び同氏責任編集『大西郷全集』第一巻（大正十五年、平凡社）。
- (3) 渡辺盛衛編『大西郷書翰大成』第一巻（大正十五年、平凡社）及び同氏責任編集『大西郷全集』第三巻、一二三頁。
- (4) 『大西郷全集』第一巻、三五〇三七頁。
- (5) 『大西郷全集』第一巻、三四二頁。
- (6) 『大西郷全集』第一巻、四二一頁。
- (7) 『大西郷全集』第三巻、一二三頁。
- (8) 尾口義男「近世後期の薩摩藩検地について（一）」（『黎明館調査研究報告』第七集）八一頁・九三頁。
- (9) 右同、九四頁。
- (10) 東京大学史料編纂所所蔵の島津家文書中の「大支配之事ニ付吟味之書付」
- (11) これまで（平成六年三月末日段階）に筆者が確認（一部推定分を含む）している検地門割実施事例六一例の内訳を示すと、薩摩国分三八例、大隅国分一五例、
- (12) 右同、九八〇九九頁。弘化四年福山郷福沢村・安政元年国分郷向花村・安政二年鶴田郷柏原村・安政五年国分郷上小川村・慶応三年串良郷岡崎村・慶応三年串良郷下小原村の六村である。
- (13) 慶応四年（明治初年）の検地門割実施事例として筆者が確認している三例は、高山郷新留村・市成郷諏訪原村・蒲生郷白男村である。
- (14) 尾口義男「薩摩藩の門と屋敷についての一考察」（秀村選三編『西南地域史研究』第五輯）二二三二一四頁及び二六七二六八頁の注記の（37）、それに鹿児島県立図書館編『鹿児島県史料集（25）三州御治世要覽』の解説を参照されたい。
- (15) 鹿児島県立図書館編『鹿児島県史料集（29）要用集（下）』の解説、及び例言。
- (16) 『吾平町誌』上巻、六六二頁。
- (17) 東京大学史料編纂所所蔵の島津家文書中の「諸郷榮労調 全」及び「久保之正書上記 全」。
- (18) 大正十一年、農商務省編（帝国農会）。
- (19) 小野武夫「旧鹿児島藩ノ門割制度」（農商務省編）、四二一頁。
- (20) 小野氏の引用紹介された記事中、最初の一文「検地三際シ一般土地ノ割換ヲ為スモノ、外、時トシテ門地割換ヲ為スモノニ二種アリ」は、読者をして極めて誤解を生ぜしめるような紛らわしい文章表記をしてあるのだが、記事全体を熟読して文意から考えると、記事中冒頭の「検地」は領内総検地の意で用いられていることを理解できよう。
- (21) 日置郡市来町樋之口哲夫氏所蔵。市来町郷土誌編集委員会編『市来郷土誌』所収、二六七頁。
- (22) 前掲、東京大学史料編纂所所蔵「諸郷榮労調 全」及び「久保之正書上記 全」。

日向国分八例である。なお、現在の鹿児島県域に限定した場合の個々の確認実施事例については、前掲拙稿「近世後期の薩摩藩検地について（一）」（『黎明館調査研究報告』第七集）に掲げてある。九八〇九九頁。

それに小野武夫編『日本農民史料聚粹』第九卷所収の「諸郷栄労調」五一頁。

(23) 前掲、注記の(10)に同じ。

(24) 前掲、東京大学史料編纂所所蔵の「大支配之事ニ付吟味之書付」所収の相良角兵衛上書。

(25) 具体的には、尾口義男「近世中・後期の薩摩藩農村構造(二)」(秀村選三編『西南地域史研究』第三輯)を参照されたい。

(26) 東京大学史料編纂所所蔵の島津家文書中の「諸郷栄労調全」及び「御僕約掛久保之正上書全」。それに小野武夫編『日本農民史料聚粹』所収の「諸郷栄労調」六三・六四頁。

(27) • (28) ともに東京大学史料編纂所所蔵。

(29) 前掲、「三州御治世要覽」及び「薩隅日三州石高記」によって確認するところで

は、村高三〇〇石に満たない村落は、離島もしくは海辺地域に所在して狭隘な耕地にしか恵まれていないという村落事情を有する村落、すなわちそれ故にその多くは浦的性格も兼ね有していたのではないかと思われる土地狭小な村落によつて大部分が占められている。

(30) 尾口義男「近世後期の薩摩藩検地について(一)」(『黎明館調査研究報告』第七集)九三頁。

(31) 確認している五つの事例とは、天明三年川辺郷神殿村・寛政四年山川郷成川村・寛政八年国分郷小田村・寛政八年国分郷見次村・寛政二年市来郷大里村である。前掲、拙稿(30)の九八・九九頁を参照されたい。

(32) 前掲、注記(12)に同じ。

(33) 尾口義男「近世中・後期の薩摩藩の農村構造(一)」及び「同(二)」(秀村選

三編『西南地域史研究』第二輯、第三輯)

(34) 前掲、「近世中・後期の薩摩藩の農村構造(一)」(秀村選三編『西南地域史研究』第三輯)六五頁。

(35) 原口虎雄「薩摩藩郷土生活の経済的基礎」(宮本又次編『九州経済史研究』、秀

村選三編『薩摩藩の構造と展開』に再掲)。

(36) 前掲、東京大学史料編纂所所蔵の「諸郷栄労調全」もしくは「久保之正書上記全」。

(37) 前掲、東京大学史料編纂所所蔵の「大支配之事ニ付吟味之書付」。

(38) 東京大学史料編纂所所蔵の島津家文書中の市来四郎編「忠義公史料」(『鹿児島県史料 忠義公史料』第一巻、三〇一・三〇三頁)。

(39) 『鹿児島県史料 齊彬公史料』第一巻、七二・六頁。

(40) 『鹿児島県史料 齊彬公史料』第四巻、三九三頁。

(41) 『鹿児島県史料 齊彬公史料』第四巻、四七七頁。

(42) 『鹿児島県史料 齊彬公史料』第四巻、三四八頁。

後記

本稿の作成にあたっては、鹿児島大学名誉教授桑波田興先生及び鹿児島市磯尚古集成館館長芳郎正先生よりいろいろと示唆に富むご教示やご指導を賜わり、愛知学院大学教授黒田安雄氏には貴重な史料の所在についてご教示をいただいた。また、当館の徳永和喜氏からは考察を進める上ですこぶる有益な意見や激励を種々寄せていただきほか、堂満幸子女史にもいろいろとご教示をいただいた。末尾ながら、記して、お世話になつた方々に深く感謝申し上げます。